

狭山市手話通訳者養成講習会（通訳Ⅰ）開催要項

1. 目的

身体障害者福祉の概要や手話通訳者の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成することを目的とする。

2. 主催

狭山市

3. 実施主体

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

4. 日程

令和2年6月25日（木）～令和3年3月18日（木）（全35回）

毎週木曜日 午前10時～午後0時 ※祝日・お盆、年末年始を除く

*予備日：令和3年3月25日（水）

*受講審査：令和2年6月18日（木）午前10時～

*講義：3回

*内容により、時間の変更等あり

5. 講師

特定非営利活動法人 手話教師センター

6. 会場

狭山市社会福祉会館

7. 対象

市内在住・在勤の方で、狭山市手話通訳者養成講習会（準備コース）受講者の方

8. 定員

10名

9. 受講審査について

この講座を受講できる技術に到達しているか判断するために、試験（対面による審査およびビデオ撮影）を行います。合格者のみ、本コース受講可能となります。

*6月18日（木）午前10時～実施します。

*時間については後日決定し、連絡します。

*審査の結果、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

10. 受講料

受講料は無料 但し講習教材については受講者負担

11. 修了証の交付

この講習会のみ受講の場合は、修了証を交付いたしません。

なお、以下の必須条件をすべて満たした方には、来年度以降実施する手話通訳者養成講習会(通訳Ⅱ、Ⅲ)受講後に修了証を交付いたします。

【必須条件】

- ① 講座の出席回数が26回以上であること（講義を除く32講座の80%以上）
- ② 講義は2回以上出席とレポートを提出すること（全3回）
※レポート未提出の場合は欠席扱い。提出期限は講義終了後2週間以内。
- ③ 全講座の内容が理解でき、手話の基本文法と手話語彙を習得し、表現能力及び読み取り能力が向上していること
- ④ 聴覚障害に対する知識が向上していること

12. その他

- ・この講習会は、狭山市登録手話通訳者として活動できる方を養成するためのものです。
- ・手話通訳者派遣制度とは、一定の手話技術を習得した方に「手話通訳者」として登録をしていただき、聴覚障害者等より要請があった時、「手話通訳者」を派遣する制度です。（派遣された手話通訳者には、謝礼や交通費が支払われます。）
- ・その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

13. お申込み、問合せ先

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会狭山市駅東口事務所内 狭山市手話通訳者派遣事務所
狭山市富士見1-1-11
TEL：04-2003-3742 FAX：04-2003-3746
メール：shuwa@sayama-shakyou.or.jp
担当：唐木、成田